

農林水産業骨太方針

平成28年11月

自由民主党農林水産業骨太方針策定PT

目 次

はじめに	1
1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の 仕組みの見直し	2
2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる 流通・加工の業界構造の確立	5
3 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備	8
4 戦略的輸出体制の整備	11
5 全ての加工食品への原料原産地表示の導入	13
6 チェックオフ導入の検討	16
(参考1) 農林水産業骨太方針策定PTメンバー	17
(参考2) 農林水産業骨太方針策定PT開催実績	18
(参考3) 自由民主党農林水産業骨太方針策定PT 現地意見交換会開催実績	20

はじめに

昨年11月、「農林水産分野におけるTPP対策【農政新時代】～努力が報われる農林水産業の実現に向けて～」(平成27年11月17日農林水産戦略調査会、農林部会決定)において、農林水産業骨太方針策定PTを設置し、TPP関連の継続検討12項目のうちの6項目について継続的に検討を進め、翌年秋を目途に政策の具体的内容を詰めることとされた。

農林水産業骨太方針策定PTでは、努力が報われる農業の実現に向けて、農業者を始めとする関係者の努力のみでは対応できない分野の環境を整えることにより、夢と希望の持てる農政新時代を創造するため、11月末を目途に取りまとめを行うべく、本年1月以降、精力的な議論を行ってきたところである。

具体的には、これまで、

- ① 農業者、農業者団体、食品事業者、生産資材メーカー、輸出団体、卸売業者、市場関係者、大手小売業者、IT企業、大手建設機械業者、消費者など幅広い関係者延べ121人から29回にわたってヒアリングを行うなど、合計41回の会合を開催するとともに、
- ② 本年10月上旬から11月上旬にかけて、関東・甲信ブロックを皮切りに、東海ブロック、北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、北海道・東北ブロック、九州・沖縄ブロックと、全ての地域で意見交換会を開催し(延べ1100人超が参加)、本PTの関係議員が自ら農業者・農業者団体に対して説明を行い、延べ133人から意見陳述を受けたところである。

今般、以下のとおり、本PTにおけるこれまでの議論の成果を取りまとめた。また、本取りまとめは、農業基本政策検討PT及び畜産・酪農対策小委員会におけるTPP関連の他の6項目等に係る議論の成果の取りまとめと併せて、「農業競争力強化プログラム」として取りまとめられることとなった。

本PTとしては、今後、本取りまとめが農業者を始めとする関係者の方々にとって真に役に立つものとなるよう、これを現場レベルにまで広く普及していくとともに、着実にその成果が上がるよう、適切にフォローアップを行っていく。

1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

(1) 生産資材価格の引下げ

生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を図るため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表する。
また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努める。
- ② 生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体による自主的な規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。
- ③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。
公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。
- ④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備する。
- ⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を絞り込む。
- ⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑧ 国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を

促進する。

また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するための法整備を進める。

- ⑨ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。
- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。
そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。
- ⑪ 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。
- ⑫ 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

(2) (1) に関連する全農の生産資材の買い方

① 全農の購買事業の見直し

生産資材価格の引下げを図るには、生産資材業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方の見直しが必要である。今後は、全農は、真に、農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化する組織に転換するべく、以下の改革を実行する。

- 全農は、生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、外部の有為な人材も登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織に転換する。
- 全農は、農業者・農協の代理人として共同購入の機能を十分に発揮する。また、全農は、農業者・農協に対し、価格と諸経費を区別して請求する。
- 改革後の全農は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れた生産資材を調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国の農協や、農業者で共有できる仕組み

を整備する。

- 上記方針を組織体制として明確化するため、全農は、従来の生産資材購買事業に係る体制を農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、機能統合、業務の効率化、人員の配置転換や、必要であれば関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進めるなど、シンプルな体制を構築する。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。
- ② 全農（子会社を含む。）の生産資材関連事業の在り方
 - 全農は、生産資材の安定供給を図る目的で原料（肥料原料、飼料原料など）を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行う。
 - 全農は、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年会員に明示して、目的に即した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。
 - また、全農による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱う。

2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

(1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

現在の食料需給・消費の実態等を踏まえた効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立するため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 農産物の流通構造や加工構造は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握し、公表する。
- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進するとともに、農業者の所得向上に資するよう農業者・団体と食品製造業等との連携を一層促進する。

また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるようICTを最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

- ③ 農業者は、自らの生産した農産物の強みを生かし高く販売する努力を行う必要がある。

また、食品小売業者は、消費者の側に見た目にとらわれずに安全で美味しい商品进行评估する意識が広がることにより、不必要なコスト増要因を除去できるよう、仕入れ、販売戦略上の取組を行う必要がある。

このような取組を支援するため、国は、品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、規格・認証等の制度の一層の普及を図る。

- ④ 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）については、抜本的な合理化を推進することとし、事業者が業種転換等を行う場合は、国は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑤ 特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。
- ⑥ 小売業については、多数の量販店等による安売り競争の状況を脱却し、生産者と量販店等の双方がメリットを受ける農産物の安定した流通を確

保するため、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けて、国は、事業再編や業界再編を推進する。

また、量販店等は、農業者の再生産の確保も考慮し、双方でwin-winな関係維持が可能な適正価格で安定的な取引が行われるよう配慮するものとする。

公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買いたたき等）について徹底した監視を行う。

- ⑦ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備する。

また、農産物の物流については、パレット化やICTを活用した共同配送等の効率化によりコストを削減する等の取組を推進する。

- ⑧ 加工業については、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界（製粉、乳業等）について、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

- ⑨ 上記改革を推進するため、農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

- ⑩ 上記改革を推進するため、金融機関による流通加工関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

（２）（１）に関連する全農の農産物の売り方

農産物の流通加工構造を改革するためには、流通・加工業界（中間流通、量販店、加工業等）の業界再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方の見直しが必要である。

① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化

○ 全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を安定的に直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築する。

○ このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金等と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業への出資等を戦略的に推進する。また、出資等の効果を毎年会員に明示し、その目的に即した効果がない場合は、出資等を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。

○ 全農は、上記を達成するため、農協改革集中推進期間内に十分な成

果が出るよう年次計画を立てて、安定的な取引先の確保を通じた委託販売から買取販売への転換に取り組む。

② 日本の魅力ある農産物を世界に発信する輸出支援体制の確立

- 全農は、農業者のために、輸出先の国ごとに、強みを有する商社等と連携して実践的な販売体制を構築する（合併会社の設立、業務提携等）。優先順位の高い国から取り組み、農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、主要輸出先国について販売体制の整備を進める。

なお、全農は、1（2）及び2（2）の自己改革を進めるため、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等を行う。

また、1（2）及び2（2）の全農の自己改革が、重大な危機感を持ち、新しい組織に生まれ変わるつもりで実行されるよう、全農は、年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、与党及び政府は、その進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。

3 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

(1) 農業教育システム

- ・ 次世代の農業経営者育成キャリアパスを明確化するため、農業大学の専門職業大学（仮称）化を推進する。
このため、文部科学省と農林水産省が連携して、農業大学の現状に即した円滑な移行を促進するためのスキームを検討する。
- ・ また、専門職業大学（仮称）化を推進するため、農林水産省が実施する農業大学教員等向けの研修や産学連携推進等の補助事業の活用を促進する。
- ・ 更に、文部科学省と農林水産省が連携して、農業高校の教育環境を充実するため、地域農業者との連携強化や、農業高校と道府県農業大学校、大学農学部等との連携を促進する。

(2) 就職先としての農業法人等の育成

- ・ 農業法人の増大と雇用力充実のため、農業界と経済界との連携を強化し、他産業からの人材活用を促進する。
- ・ また、都道府県の法人化推進体制強化のため、税理士等の専門家の派遣・相談対応、農業融資の機会の活用、集落営農等に対する法人化への働きかけを促進する。
- ・ 農の雇用事業における研修生の定着率向上のため、事業実施を希望する法人等について、過去の定着率を考慮して、採択の可否を判断する仕組みを導入するなど見直しを行う。
- ・ 農の雇用事業を活用する経営者が、研修生を次世代を担う人材として育成強化する観点から、経営者自身のセミナー等の受講を義務付ける。

(3) 次世代人材投資

- ・ 次世代を担う農業者への支援であることを明確にするため、青年就農給付金を「農業次世代人材投資資金」に改め、
 - ① 次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、経営・技術、資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を明確にするとともに、
 - ② 上記サポート体制の整備を前提に、交付3年目までに経営確立の見込み等を見極め、早期に経営確立する者には、さらなる経営発展に繋がる対策を講じることとする。
- ・ また、「農業女子プロジェクト」等の展開を通じ、地域農業の振興や農

業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている女性の活躍を推進する。

(4) 地域の農業経営塾と海外研修等

- ・ 就農後の経営能力向上のため、各県において営農しながら本格的に経営を学ぶ場として農業経営塾の本格稼働を推進する。
- ・ その際、地域の農業法人、経済団体等とも連携を図るとともに、JA営農指導員など農業をサポートする人材も含め育成していく。
- ・ 国際感覚を身につけた人材を育成するため、
 - ① 海外研修への参加
 - ② 文部科学省と経済界が連携し実施している留学プログラム（トビタテ！留学JAPAN）の積極的な活用
 - ③ 農業法人等の従業員の海外研修への参加を促進する。
- ・ 農林水産物・食品のマーケティングやプロモーション、輸出に係る手続等の知識やノウハウを有する人材を育成・研修する。また、農業高校等をはじめとした農業教育システムの中で、輸出力強化について学ぶ機会の充実等を図る。

(5) 労働力の確保

- ・ 地域の関係機関が連携して、子育て世代等の地域で眠っている労働力の活用、他産業からの労働力の融通等により労働力確保を進める取組を推進する。併せて、農業分野における障害者等の就労を促進する農福連携を推進する。
- ・ 農業現場からの提案等も踏まえつつ、農業の成長産業化に向けて、外国人技能実習制度とは別に外国人材の活躍を促進するためのスキームの導入を検討する。

(6) 産学官の連携

- ・ 農林漁業者の所得の向上や、就業人口の減少・高齢化を踏まえた省力化や作業の安全への対応等の生産現場のニーズに即した効率的・効果的な研究体制を構築するため、
 - ① 農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下で、農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れて行う、新市場を開拓する新規作物の導入や、ICTやロボット技術

等を活用した現場実証型の技術開発推進

② 大学、国・都道府県の試験研究機関が持つ研究成果や研究者情報を体系的に整理し、農業者等のスマホ・タブレット対応等により手軽に情報を入手できる形での公開

③ 地域や分野ごとにコアとなる研究機関を定め、関係する企業・大学・研究機関のネットワーク化を推進する。

- ・ 熟練農業者のノウハウの見える化を図るため、AI等の最新技術を活用し未経験者が短期間で身に付けられるシステムの構築を推進する。

(7) 技術、人材力等の活用による生産基盤の強化

- ・ 土づくり技術の普及や最新技術による水管理のため、

① 土づくりの専門家をリスト化し、土壌診断に基づく土づくりの取組を普及するとともに、土壌中の微生物のDNA解析技術等を通じて処方箋を提供する、新たな土づくり技術の開発

② 水田を遠隔で監視できるICTを活用した低コスト水管理システムの開発、及びその成果に基づく地域の水管理モデルの構築を促進する。

- ・ 生産現場におけるICT等の先進技術の活用を進めるため、普及指導員等に対する研修・セミナーの充実、実証研究等への現場の参画、民間人材によるサポートの拡大等を推進する。

4 戦略的輸出体制の整備

1. 農林水産業の輸出力強化に向けた取組

- ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出戦略」という。）を踏まえ、以下のような取組を進めていく。
 - ① 海外市場のニーズ把握や需要の掘り起こしに向けたプロモーション
 - ② 国内の農林漁業者・食品事業者の販路開拓のための相談や商談会出展等の促進
 - ③ 大量かつ低コストの輸送を可能にする鮮度保持輸送技術の普及促進等物流の高度化の推進
 - ④ 輸出先国・地域の輸入規制の緩和・撤廃等に向けた輸出環境の整備
- ・ 特に、輸出戦略の実践に必要なハード面・ソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めるため、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を別に定め、新鮮・安全な農林水産物の輸出拠点として、空港や港湾に近い卸売市場の活用や、輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設の整備、サポート体制の充実等を推進する。

2. 輸出拡大を更に促進するための具体的な取組

（1）日本版SOPEXAの創設

- ・ 生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを早急に強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版SOPEXA」を創設する。この組織は、JETROの組織を活用しつつ、将来民営化することを視野に、意思決定の独立性、民間企業等の外部人材の登用、成果主義の導入により、事業を遂行するものとする。

（2）地域等の取組の促進

- ・ 具体的な産品を輸出する際に、共同で集荷・発送する等、輸出向けの生産・流通体制の整備、輸出に係る手続・決済代行等の機能を有する体制を構築することが有効であり、こうした機能を有する全国団体や地域商社、JA等の取組を促進する。

（3）規格・認証や知的財産制度の活用促進と規制の緩和・撤廃

- ・ 日本産品の品質や特色のアピールにつなげるため、国際標準化を見据え

たJAS規格、日本発の食品安全管理規格等の充実・普及、地理的表示、品種登録の活用やこれらを含む知的財産の保護を図る。

- ・ この一環として、JAS法に基づく制度のあり方を見直し、生産行程や生産・流通管理の方法等といった多様な規格の制定、国際的に通用する認証や表示により、海外事業者への訴求に向けて戦略的にJASを活用する。
- ・ 生産者・事業者からの要望等も踏まえ、様々な外交の場等を広く活用して取組の加速化を図るなど、政府一体となって海外の規制等の緩和・撤廃に取り組む。

5 全ての加工食品への原料原産地表示の導入

- ・ 消費者がより適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示することとし、国民の日々の選択が日本の食と農を支える社会を実現する。
- ・ 具体的には、全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位1位の原料について、原則として、原産地を国別重量順に表示する。
- ・ 例外的に、これが困難な場合には、①可能性表示（A国又はB国）や②大括り表示（輸入）、③さらに中間加工原材料については製造地表示（A国製造）を行うなどの仕組みを整備し、実行可能性を担保する。その際には、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努めることとする。

（図1及び図2参照）

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品

(ただし、現行同様、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国)
(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

可能性表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのたびに容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)
(A国又は国産)
(A国又はB国又はその他)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示+可能性表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

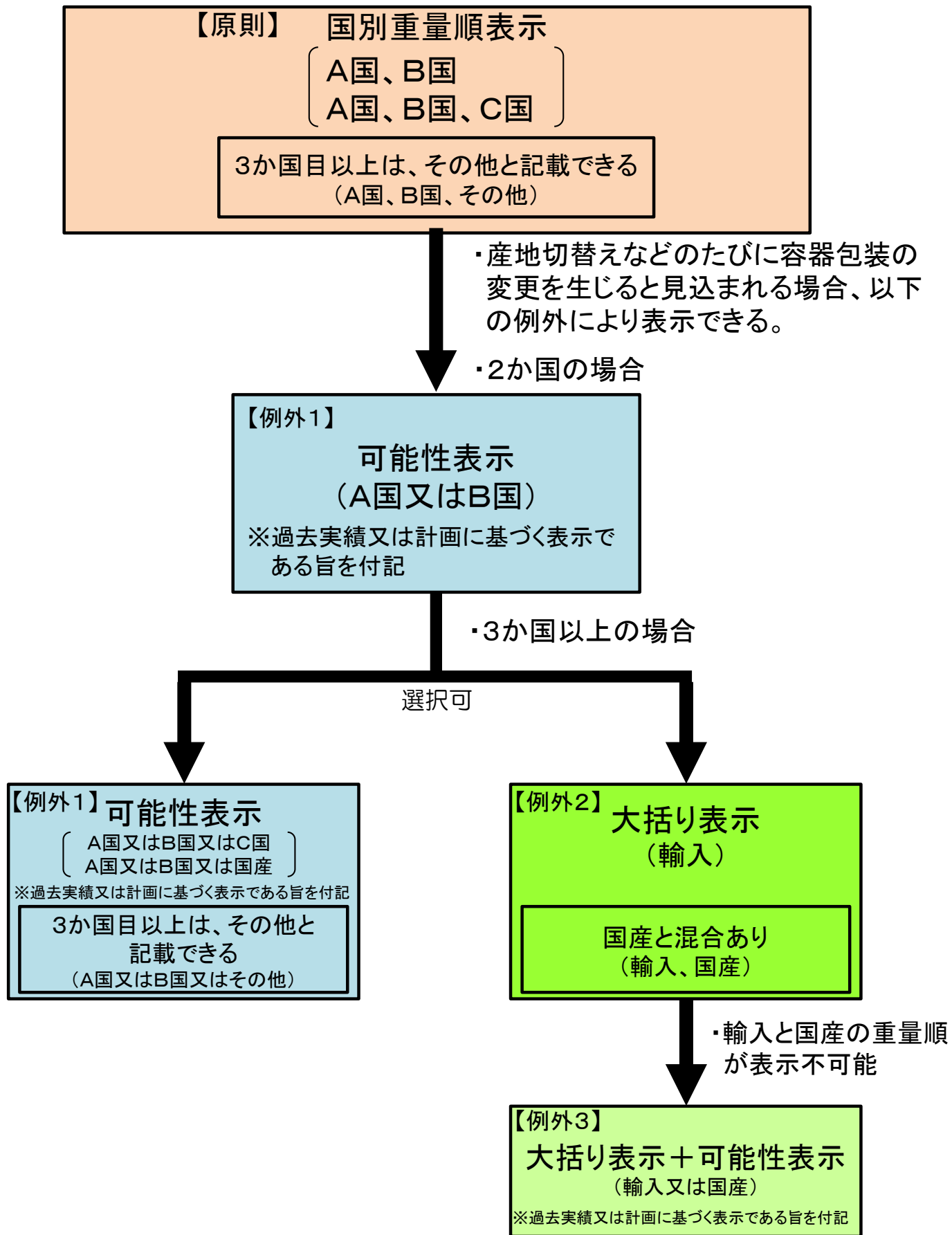
例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。



【例外4】 対象原材料が中間加工原材料の場合
中間加工原材料の製造地表示 (A国製造) (国内製造)

※ 中間加工原材料の原料の産地まで遡って産地を表示することもできる。
 ※ 中間加工原材料の製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記例外1～3の考え方を準用する。

6 チェックオフ導入の検討

- ・ 生産者から拠出額を徴収し、農産物の販売促進などを行うチェックオフについては、諸外国では農産物の生産者等が、自らの拠出金により、主体的に、国内外での農産物の販売促進や調査・研究等の事業を実施することを目的として、品目別に導入されている。
- ・ 我が国においても、このようなチェックオフの導入は、農産物の消費拡大を図る上で有意義なものとなりうる。
- ・ チェックオフは、法制化するとなれば全生産者から拠出金を強制徴収するものとなることから、法制化に際しては、導入を検討する業界団体等において、資金使途・具体的事業内容やそれに見合う拠出金額等について、生産者の大宗の合意形成を図ることが必要である。
- ・ このため、チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度（75%以上）同意が得られた場合に法制化に着手することとする。

農林水産業骨太方針策定PTメンバー

【常時出席】

西川	公也	農林・食料戦略調査会長
森山	裕	農林・食料戦略調査会常任顧問
林	芳正 (参)	農林・食料戦略調査会顧問
宮腰	光寛	農林・食料戦略調査会長代理
江藤	拓	農林・食料戦略調査会筆頭副会長
吉川	貴盛	農林・食料戦略調査会幹事長
野村	哲郎 (参)	農林・食料戦略調査会事務局長

委員長 小泉 進次郎

副委員長 福田 達夫
鈴木 憲和

常任幹事 武部 新
山田 修路 (参)

主 査 上月 良祐 (参) (Aチーム: 資材、流通・加工)
笹川 博義 (Bチーム: 人材力、原料原産地)
二之湯 武史 (参) (Cチーム: 輸出、チェックオフ)

※平成28年11月時点

農林水産業骨太方針策定PT開催実績
(計41回：平成28年1月18日(月)～11月2日(水))

第1回：平成28年1月18日(月)16:00～

○生産資材、流通・加工に関する現場の生産者からのヒアリング①(6名) 【A】

第2回：平成28年1月21日(木)15:30～

○農林水産物の輸出促進に係る現状と課題 【C】

第3回：平成28年1月22日(金)10:00～

○生産資材、流通・加工に関する現場の生産者からのヒアリング②(7名) 【A】

第4回：平成28年1月25日(月)16:00～

○人材力の強化について 【B】

第5回：平成28年1月28日(木)15:50～

○農林水産物・食品の輸出促進に関する生産者からのヒアリング(7名) 【C】

第6回：平成28年1月29日(金)10:00～

○生産資材、流通・加工に関する現場の生産者、企業からのヒアリング(4名) 【A】

第7回：平成28年2月1日(月)16:00～

○人材力強化について若手生産者等からのヒアリング(5名) 【B】

第8回：平成28年2月4日(木)8:30～

○農林水産物・食品の輸出促進に関する事業者からのヒアリング(4名) 【C】

第9回：平成28年2月5日(金)10:30～

○生産資材、流通・加工に関するヒアリング(第4回)(5名) 【A】

第10回：平成28年2月10日(水)13:30～

○人材力強化について農業者教育関係者からのヒアリング(5名) 【B】

第11回：平成28年2月10日(水)16:10～

○農林水産物・食品の輸出促進に関するヒアリング(3名) 【C】

(海外市場を開拓している団体より)

第12回：平成28年2月16日(火)15:30～

○生産資材、流通・加工に関する農業機械・ハウス関係ヒアリング(4名) 【A】

第13回：平成28年2月17日(水)10:30～

①外国人材の活用について、②人材力強化(農業法人等からヒアリング)(2名) 【B】

第14回：平成28年2月18日(木)15:00～

農林水産物・食品の輸出促進に関するヒアリング(物流、HACCP、JETRO)(5名) 【C】

第15回：平成28年2月19日(金)10:30～

○生産資材、流通・加工に関する生産資材製造メーカー関係ヒアリング(5名) 【A】

第16回：平成28年2月24日(水)9:00～

①群馬県下現地視察報告、②農業高校及び大学における人材育成の取組、

③農林水産省からの補足説明 【B】

第17回：平成28年2月24日(水)14:00～

①米の生産コストに係る日韓比較、

②農業機械、肥料、農薬、飼料、食品流通をめぐる情勢 【A】

第18回：平成28年2月26日(金)10:30～

①農業用温室、種苗をめぐる情勢、

②製粉業、精製糖業、牛肉流通、牛乳・乳製品流通の業界構造 【A】

第19回：平成28年3月2日(水)13:00～

○人材力強化関係有識者ヒアリング(3名) 【B】

第20回：平成28年3月3日（木）9：00～

○生産資材、流通・加工業者からのヒアリング（2名） 【A】

第21回：平成28年3月3日（木）13：00～

○農林水産物・食品の輸出促進に関するヒアリング（JA、林業・外食関係）（5名） 【C】

第22回：平成28年3月4日（金）10：00～

① 原料原産地表示の現状、②消費者・生産者・食品事業者からヒアリング（3名） 【B】

第23回：平成28年3月18日（金）10：00～

○原料原産地表示関係ヒアリング（生産者、食品事業者、学識経験者）（5名） 【B】

第24回：平成28年3月30日（水）12：00～

○チェックオフ制度の調査（中間報告）について 【C】

第25回：平成28年3月31日（木）14：30～

①消費者に対する調査、②事業者に対する調査、③加工食品の原料原産地表示義務付け品目数、
④海外の原料原産地表示 【B】

第26回：平成28年4月7日（木）15：00～

○生産資材、流通・加工についてヒアリング（JA 越前たけふ、公取）（1名） 【A】

第27回：平成28年4月22日（木）8：00～

○論点整理 【A・B・C】

第28回：平成28年5月11日（水）8：00～

○農業イノベーションについて有識者ヒアリング（4名） 【A】

第29回：平成28年5月27日（金）8：00～

① 生産資材全国価格調査の進捗、②緊急提言、③ベンチャーヒアリング（3名） 【A】

第30回：平成28年9月6日（火）12：30～

○農業資材価格調査 ～日韓比較～（日本農業法人協会） 【A】

第31回：平成28年9月13日（火）15：30～

○農業生産資材について（農水省説明） 【A】

第32回：平成28年9月14日（水）9：30～

○生産者に有利な流通・加工構造の確立に向けて（農水省説明） 【A】

第33回：平成28年9月15日（木）14：30～

○特別会合 「オンラインアグリビジネススクール」体験講座 【B】

第34回：平成28年9月27日（火）10：00～

① 品目別輸出団体ヒアリング（3名）、②チェックオフ制度、③原料原産地表示 【B・C】

第35回：平成28年9月29日（木）8：00～

○JA全中・全農、農業者からのヒアリング（5名） 【A】

第36回：平成28年10月7日（金）10：00～

① 人材力強化、②農業教育関係者ヒアリング（1名）、③輸出力強化 【B・C】

第37回：平成28年10月14日（金）10：00～

② 規制改革推進会議農業ワーキング・グループ提言、

② 取りまとめに向けた関係者ヒアリング（第1回：飼料・肥料・機械）（6名） 【A】

第38回：平成28年10月18日（火）9：15～

○取りまとめに向けた関係者ヒアリング（第2回：農薬・種苗）（4名） 【A】

第39回：平成28年10月21日（金）8：30～

○取りまとめに向けた関係者ヒアリング（第3回：卸・米卸・製粉）（7名） 【A】

第40回：平成28年10月27日（木）16：00～

○取りまとめに向けた関係者ヒアリング（第4回：スーパー・コンビニ・ネット販売）（4名） 【A】

第41回：平成28年11月2日（水）8：45～

○取りまとめに向けた関係者ヒアリング（第5回：JAグループ）（3名） 【A】

**自由民主党農林水産業骨太方針策定PT現地意見交換会開催実績
(計7回：平成28年10月8日(土)～11月6日(日))**

平成28年10月8日(土)	関東・甲信ブロック(東京都)
平成28年10月15日(土)	東海ブロック(愛知県名古屋市)
平成28年10月16日(日)	北陸ブロック(富山市)
平成28年10月22日(土)	近畿ブロック(大阪市)
平成28年10月23日(日)	中国・四国ブロック(岡山市)
平成28年11月3日(木)	北海道・東北ブロック(宮城県仙台市)
平成28年11月6日(日)	九州・沖縄ブロック(福岡市)